●有効期間満了日●
提示日現在で有効なものであるかをチェック

●氏　名●
申込書類等の記載と「氏名」は合っているかをチェック

●生年月日●
「生年月日」に問題はないかをチェック

（原寸）

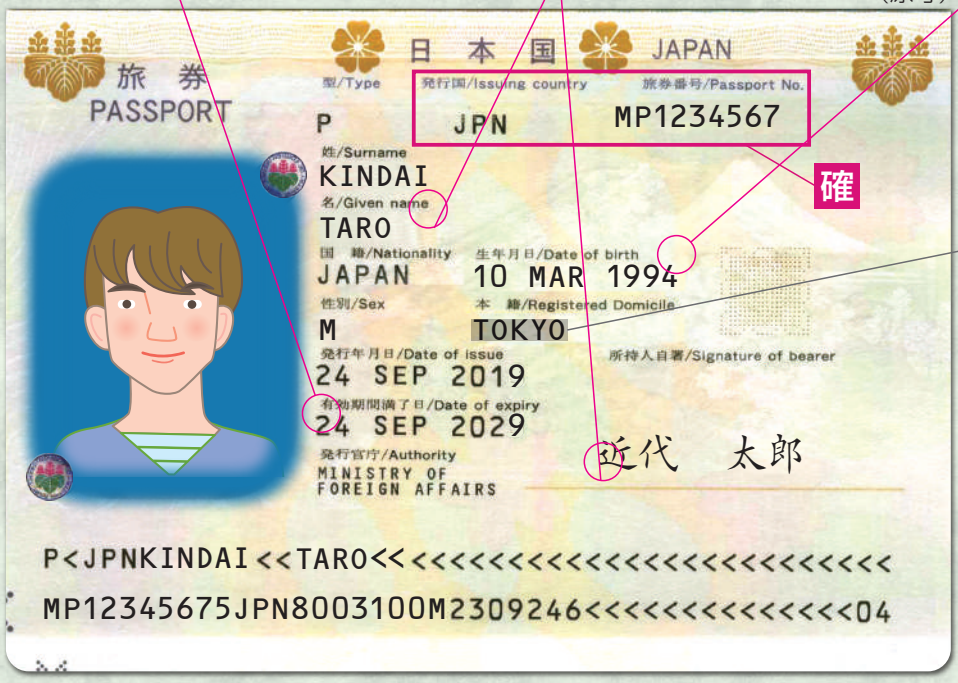

★現住所は顔写真のページにはなく、所持人記入欄（右ページ）に自書で記入される。
★現住所の変更があった場合は、本人が自分で訂正する。
★2019年６月から戸籍に記載されている氏名に加えて別名（外国人配偶者の氏や二重国籍者の他の国籍の氏名、旧姓など）の併記も可能になっている。

偽造・改ざん等を見抜くためのポイント

①ホログラム
顔写真のあるページにはホログラム対策が施されており、傾けると富士山等が見えるので確認

②透かし等
顔写真がないページには透かし等が施されているので確認

2027年３月まで…**「提示のみで確認可能な書類」として取り扱う。ただし住所は自書なので、別途、補完書類等で確認するといった対応もあるので、所属金融機関の手続きに従う**

2027年４月以降…**提示による券面確認＋ICチップ読取りを行い、ICチップ内の氏名・生年月日・顔写真が券面と同一か確認。住所についてはICチップに情報がないため、券面で確認すればよいとされる（補完書類は原則不要）**
※なお、パスポートのICチップ読取りに対応できる金融機関は限られるので、取扱いは所属金融機関の規定に従う。